

別表第7 特別支援学校教諭2種免許状（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱）の 必要単位数について

※最後までよくお読みください。※愛知県教育委員会における取得方法です。

基礎免許状		幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教諭の普通免許状 ※1			
所有している免許状の学校種での在職年数					3年※2
最低修得単位数 ※3	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ※5		1単位
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項 ※5		
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位
			聴覚 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位
			知的 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ※5	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ※5	
			肢体 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ※5	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ※5	
			病弱 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ※5	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ※5	
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援領域以外の領域に関する科目	重複・発達 ※4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ※5	1単位
				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 ※5	

※1 基礎免許状について

- ・養護教諭や栄養教諭、臨時免許状、特別免許状等は基礎免許状に該当しません。

※2 在職年数について

- ・基礎免許状を取得した後の経験年数が必要です。
- ・正規教諭、講師やパートとしての経験を含めることができますが、補助や支援員等の経験は含めることができません。職種により在職年数の換算方法が異なります。詳しくは愛知県教育委員会教職員課人事企画・教員免許グループ（☎052-954-6772）までお問い合わせください。

※3 修得単位について

- ・基礎免許状を取得した後の単位しか使えません。

※4 領域について

- ・第2欄の科目については、「中心となる領域」として単位を修得する必要がありますが、第3欄の科目については、「含む領域」として修得したもので問題ありません。

※5 科目の内容について

- ・各科目に対して内容が2つに分かれているため、必ず両方の内容を含むことを確認したうえで各科目を修得してください。
- ・例えば、第2欄「特別支援教育領域に関する科目」の知的領域の「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の内容のみの講座を受講した場合、別で第2欄「特別支援教育領域に関する科目」の知的領域の「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の内容を含んだ講座を受講する必要があります。